

令和6年12月 時津町農業委員会総会

日時 令和6年12月25日（水曜日）10時～10時30分

場所 時津町役場第2庁舎3階会議室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請（受付番号第1－57号）

日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出（受付番号第1－55号）

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出（受付番号第1－58号）

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（受付番号第1－56号）

3. 出席委員

○農業委員（10名）

1 番 朝長 克二 2 番 吉川 博美 3 番 坂本 敬治

4 番 小畠 栄一 5 番 高橋 達男 6 番 溝上 勝也

7 番 池田 稔 8 番 濱田 信 9 番 渡辺 洋一

10 番 水口 直樹 11 番 欠席

○農地利用最適化推進委員（3名）

1 番 岳田 稔人 2 番 溝上 直美 3 番 植田 秀之

4. 議事録署名人 7 番 池田 稔 8 番 濱田 信

○議 長

皆さんおはようございます。それでは総会に入ります。ただ今の出席委員は農業委員 10 名、推進委員 3 名であります。会議規則第 7 条の規定の定数に達しておりますので、これより令和 6 年 12 月農業委員会総会を開催いたします。日程第 1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は、会議規則第 14 条の規定に基づき、7 番池田委員、8 番濱田委員を指名いたします。日程第 2、議案第 1 号について事務局は説明をお願いします。

○事務局

議案第 1 号について説明いたします。1 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請です。賃借人は長崎市西海町〇〇、〇〇さん、賃貸人は日並郷〇〇、〇〇さん外 9 名、申請農地は子々川郷〇〇外 5 筆、地目は田と畑、地積合計は 1, 975 m²、市街化調整区域第 2 種農地です。そのほか、子々川郷〇〇外 4 筆の原野、地積合計 3, 768 m²についても一体的に利用する予定となっており、あわせて 5, 743 m²です。賃借人は、申請地を建設残土処分場として一時転用すべく申請するものです。2 ページは許可申請書です。「3 転用計画」ですが、転用目的は湿田を建設残土で嵩上げし畑とするもので、転用期間は許可後から 2 年半となっています。「5 資金調達」ですが、必要資金は 1, 500 万円です。3 ページは賃貸借人の一覧、4 ページは賃貸人の中の「〇〇外 2 名」の内訳です。5 ページは許可を受けようとする土地の一覧を記載しています。6 ページは位置図です。申請地は〇〇の裏手、〇〇を挟んだ対岸の土地です。7 ページは現況図、9、10 ページは現況写真です。現在、遊休農地化しています。11 ページは被害防除計画書です。「①(1) 造成計画の内容」ですが、最高 4. 98 m の盛土を行う予定です。「(2) 被害防除措置」としましては、土留め工事を行います。「②排水に関する措置」としましては雨水は水路に放流し、汚水、生活雑排水の発生しません。「③周辺農地の営農条件に支障を生じさせない措置」としましては、コンクリート水路により

雨水をスムーズに排水し水害を防ぐこととしています。１２ページは計画平面図です。〇〇添いにコンクリート塊を設置し、左側はコンクリート側溝、右側付近もコンクリート水路工を行う予定となっています。１３ページは縦断図です。２％の勾配をつけ、左側に雨水を流すこととしています。１４ページは横断図ですが、こちらは勾配はありません。１８ページは土地の選定に関する調書です。「２代替地の検討」としましては子々川地区で別の土地も検討していますが、車両の進入ができないため断念しています。２１ページは農地改良計画書です。「４工事の概要」ですが、基礎部分は建設残土、表土部分は山土を用いる予定です。「５作付け計画書」は２２のページに記載しています。令和１０年１月から〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんはみかんを、〇〇さんは柿の栽培を予定しています。以上です。

○議 長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

○４ 番 これは農地転用になるのか。

○事務局 一時転用になります。一旦、建設残土処分場として利用し、農地の嵩上げなどを行い、２年半後に、所有者に返すこととなります。

○１ 番 現況図で今回の対象地右側の隣地は１．５ｍほどの窪地となっている。隣地所有者は今回の賃貸人の１人の〇〇さんなので、問題ないかもしれないが、雨水排水対策が必要ではないか。

○事務局 今回の一時転用で農地の嵩上げが行われ、全体的には雨水を左側に流すようにしていますが、雨水の一部は右側にも流れ出すため、賃借人には工事を行う前に雨水対策に注意するよう指導したいと思います。

○議 長 工事前か完了後に現地視察を行いたいので調整をお願いします。

○事務局 賃借人に相談し、日程調整等を行いたいと思います。

○議 長 ほかにご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第１号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第１号は許可相

当とすることに決定いたします。日程第3、報告が3件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局

報告事項について説明いたします。まず、報告第1号ですが、28ページをご覧ください。時効取得を原因とする農地の移転についてです。権利者は日並郷○○、○○さん、義務者は、秋田県由利本荘市石脇字田野尻○○、○○さん外56名です。農地は日並郷○○外2筆、地目は畑、地積合計は1,377㎡です。29ページは長崎地方法務局からの通知です。通知が到達した日は令和6年11月20日、所有権移転登記申請の受付年月日は令和6年10月17日、登記原因日付は昭和44年10月4日 時効取得、登記の目的は共有者全員持分全部移転です。30ページは義務者一覧です。今回の時効取得による農地については、現在、○○さんが耕作し、納税も行っていますが、農地所有者は昭和44年に亡くなった祖父の○○さん名義のままとなっていましたので今回、時効取得の手続きをされています。義務者は○○さんの法定相続人で子、孫、ひ孫など57人となっています。31ページは位置図です。○○の北東付近の農地です。32～34ページは現況写真です。報告第1号は以上です。

次に報告第2号ですが、35ページをご覧ください。農地法第4条の規定による届出、市街化区域内農地の転用です。届出者は浜田郷○○、○○さん、農地は浜田郷○○、地目は畑、地積は292㎡、市街化区域内の第3種農地です。届出者は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。36ページは届出書です。「4被害防除施設の概要」としましては、付近に農地はなく、影響はありません。「3転用計画」ですが、木造瓦葺2階建て住宅ですが工事は完了済みとなっています。37ページは始末書をつけていますが、該当の土地につきましては、○○さんが令和4年2月16日に父から相続し、住宅の改築を検討していた際、過去に農地転用の届を行っていないことがわかったものです。今回の農地は、お亡くなりになっています父の○○さんが昭和60年10

月に相続により取得し、平成5年8月頃に家屋を建築していますが、その際に農地転用の届出がなされていなかったため、今回、始末書を添付し、遡って転用届を提出してもらうこととしています。38、39ページは位置図です。届出農地は〇〇の南西側付近です。40ページは現況写真、41ページは建物の平面図です。報告第2号は以上です。

次に、報告第3号ですが、43ページをご覧ください。農地法第5条の規定による届出、権利移動を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人は、日並郷〇〇の〇〇さん、〇〇さん、譲渡人は、福岡市博多区博多駅前〇〇、〇〇、農地は、浜田郷〇〇、地目は畑、地積は64㎡、市街化区域内の第3種農地、区画整理区域内で仮換地は〇〇街区〇〇です。譲受人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は所有権の設定、権利の期間は永久です。

44ページは届出書です。「3権利を設定移転する契約の内容」としましては売買による所有権の移転です。「4転用計画」ですが、住宅の建築面積は63.82㎡で、受理通知後に工事着工し、3か月後に完了する見込みです。

「5被害防除施設の概要」としましては、周辺に農地がなく支障はありません。45ページは仮換地通知です。浜田郷〇〇の畑と浜田郷〇〇の宅地をあわせて、仮換地が〇〇街区〇〇となっています。46ページは仮換地案内図、47ページは仮換地明細図です。西時津左底線沿いで〇〇の東側です。48ページは現況写真、49ページ以降は住宅の平面図、立面図です。なお、こちらの農地は令和6年3月に5条届出により〇〇が取得していました。以上で報告事項の説明を終わります。

○議長 報告事項について、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら報告を終わります。以上を持ちまして12月の農業委員会総会は閉会します。次回は1月24日（金）午後16時30分から第2庁舎3階会議室で開催します。